

和歌山県医療勤務環境改善 支援センター便り

Vol. **27**
2023年1月号



医師の副業・兼業について

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

医師の働き方改革に関するFAQが更新(2022年11月29日)されていますので、前号に引き続き、副業・兼業についてご紹介します。

Q1: 所属医師が、当医療機関に申告せず他の医療機関で副業・兼業を行っていたことが発覚した場合、当医療機関はどのような対応をしたら良いですか？

A1: 医療機関の管理者は、所属医師からの自己申告等に基づき、副業・兼業先での労働時間を把握する必要があります。そのためには、事前に各医療機関で自己申告等のルールや手続きを明確化しておく必要があります。ご質問のような場合には、自己申告のルールや手続きがきちんと運用されているか否かを確認し、また、必要に応じて副業・兼業先にも協力頂きながら、適切な労働時間の把握を徹底するよう対応する必要があります。

なお、労働者からの申告等がなかった場合には労働時間の通算は要せず、また、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間が事実と異なっていた場合でも労働者からの申告等により把握した労働時間によって通算していれば足りるとされています。

Q2: 複数医療機関に勤務する医師については、どの医療機関が勤務間インターバルや代償休息付与の責任を負うのでしょうか。また、この責任を負う医療機関は、どのような方法で副業・兼業先の労働時間を把握・管理すれば良いのでしょうか。

A2: 複数医療機関に勤務する医師の勤務間インターバルや代償休息などの健康確保措置については、各医療機関の管理者が当該医師の自己申告等により労働時間を把握・通算した上で実施の責任を負うことになります。

勤務間インターバルについては、主たる勤務先が副業・兼業先の労働も含めて、事前にこれらを遵守できるシフトを組むことにより対応することとなりますが、代償休息をどちらの医療機関で取得させるかについては、常勤・非常勤といった雇用形態も踏まえ、医療機関で調整する必要があります。

Q3: 副業・兼業先への移動時間は、勤務間インターバルに含まれるのでしょうか。移動手段によって十分な休息時間がとれるか否かによって違いはあるのでしょうか。

A3: 移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、労働時間に該当しないため勤務間インターバルに含むことは可能です。一方、遠距離の自動車の運転等により休息がとれない場合も想定されることから、そのような場合には、別に休息時間を確保するために十分な勤務間インターバルを確保するなどの配慮が必要になります。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

『副業・兼業の促進に関するガイドライン』わかりやすい解説 参照 【令和4年10月改定】

2023年4月より、中小企業も割増賃金率50%に引き上げられます！

1か月60時間を超えた法定時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。

※割増賃金率・・・【現在】25%→【改正後】50%

長時間労働の防止と人件費の増加の観点から時間外労働の削減など、今から検討されてはどうか。

2023年4月以降の36協定ですが、36協定には月60時間を超えた割増賃金率を記載する必要はないため、協定期間が2023年4月をまたぐ場合であっても、届出し直す必要はありません。



電子処方箋の運用、年明けからスタートです！



2023年1月より、電子処方箋の運用が始まります。処方箋の発行について、電子処方箋導入後は次のように取扱うとされています。

- 電子処方箋にするか、紙の処方箋にするかは**患者自身が選択**します。
 - ・顔認証付きカードリーダーで選択する方法以外にも、窓口や診察室でスタッフや医師が**口頭で確認**する方法も認められています。

電子処方箋を選択した場合は、引換番号を記載した処方内容(控え)を患者に渡します。電子処方箋の有効期限は、従来と同様、特に記載(記録)がある場合を除き、交付日を含めて4日以内となります。

- 過去のお薬情報の提供に同意するか否かは**患者自身が選択**します。
 - ・ただし、**顔認証付きカードリーダーによる選択**をした患者ができることになっています。
 - ・健康保険証による受付の場合はこの同意の確認プロセスがありませんので、薬剤情報を閲覧することはできません。
- 重複投薬等チェックについて

このチェックは必ず行うこととなっており、医療機関においては、**処方内容を確定するタイミング**で実行される仕様ですが、任意のタイミングで行うことも可能です。

 - ・チェックは、重複投薬と併用禁忌がないかを確認するものですから、投与日数や疾病と薬剤の禁忌等の確認は行われませんので、ご注意ください。
 - ・チェックの対象となるのは、**保険適用の医薬品のみ**です。同一医療機関・薬局で調剤された薬剤はチェックの対象外に設定されていますが、医療機関・薬局でチェック対象とすることもできます。

このチェックは、患者の同意の有無にかかわらず行うこととなっていますが、同意がない場合は、過去のどの薬剤と重複・禁忌に当たるのかまでは確認できません。

厚生労働省のFAQから主だったものを紹介します。

Q.院内処方のみなら対応は不要ですか？

A.院内処方のみを行う場合でも、他の医療機関等の処方履歴や重複投薬等のチェックができるので、導入が推奨されています。

Q.マイナンバーカードがないと使えないですか？

A.マイナンバーカード、健康保険証のいずれの場合でも電子処方箋を選択できます。

Q.発行後に処方内容を変更・削除できますか？

A.可能です。変更の際は引換番号も変更になるため患者に新しい引き換え番号を伝えます。電子署名も再度必要です。削除の場合も同様で患者にその引換番号が使用できない旨を伝えます。

厚生労働省「電子処方箋」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/denshishousen.html>

この案内内容は、2022年8月26日掲載のFAQによるものです。

○最新の情報はサイトでご確認ください。

Q.医療機関が薬局に電子処方箋を送付するのですか？

A.医療機関が薬局に処方箋を送付することはありません。患者が、電子処方箋薬局に行って調剤を受けるか、あらかじめ薬局に引換番号等を送付し、調剤を受けることになります。

Q.オンライン診療や訪問診療でも利用できますか？

A.利用できます。2023年1月時点では健康保険証による受付が前提となります。



11月・12月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 20件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします